

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	24
許認可等の種類	衛生検査所の登録			
根拠法令条例等・条項	臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項			
許認可等の概要	衛生検査所の登録			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】臨床検査技師等に関する法律第20条の3第1項 衛生検査所を開設しようとする者は、その衛生検査所について、厚生労働省令で定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>臨床検査技師等に関する法律施行規則第11条、12条</p> <p>「衛生検査所指導要領の見直しについて」(令和3年3月29日付け医政発0329第24号厚生労働省医政局長通知)の別添1「衛生検査所指導要領」に従うこと。</p> <p>臨床検査技師等に関する法律第20条の3第2項 申請者が第20条の7の規定により登録を取り消され、取消しの日から2年を経過していないものであるときは、登録をしてはならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	15日			
期間の制定根拠	—			